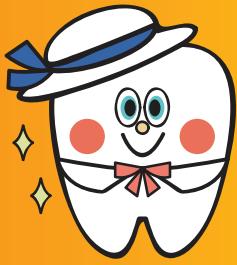


2017
08
August



CLIENT

H29.08.05 No.311



医院経営トピックス

- ・レセプトデータを利用した医院の経営戦略

P1・2

明日へのヒント

- ・歯科疾患実態調査 ①

相続トピックス

- ・不動産と現預金が残された場合

P5・6

P3

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・レセプトコンピュータの税額控除について

税務トピックス

- ・法定相続情報証明制度

P7

P4



レセプトデータを利用した医院の経営戦略

医療機関が保険者に対して請求するレセプトは、その枚数によりその月に来院された患者数をあらわします。医院の集客力を図るうえで大切な指標となりますので、枚数を気にされている先生は多いと思います。

また、レセプトデータからは患者さんの保険の種類・性別・年齢等様々な情報を得ることも出来ますので、これらの情報を適切かつ有効に利用し、経営に活かしてみてはいかがでしょうか？

今回は、レセプトデータを利用した医院の経営戦略について考えてみます。

レセプトデータは、コンビニのPOSレジと同じように活用できると考えられます。コンビニのPOSレジでは、おおざっぱな年齢、性別を入力することにより、どのような年齢層のお客様が何時に何を購入されたかが集計出来ますので、コンビニチェーン本部ではそれらを用いて経営戦略に活かしています。

レセプトデータも同様に、初診患者数はもちろん、保険種類別の人数、点数、頻度等、様々な切り口でデータが得ることができます。

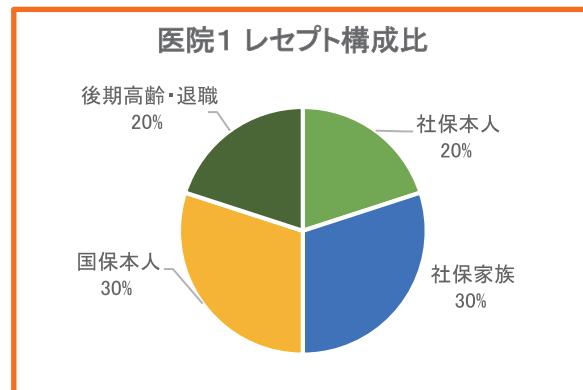
■ レセプトデータの活かし方～受診患者分布をみてみよう～

レセプトデータを見れば、クリニックの強み弱みがはっきり見えてきます。レセプト枚数が300枚の2つの医院を比較してみましょう。

現在のレセプトデータの分布が、医院1のようにバランスのよい分布だと、地域に密着したホームドクターとして支持を受けているといえます。

医院1

社保本人	60枚
社保家族	90枚
国保本人	90枚
後期高齢・退職者	60枚

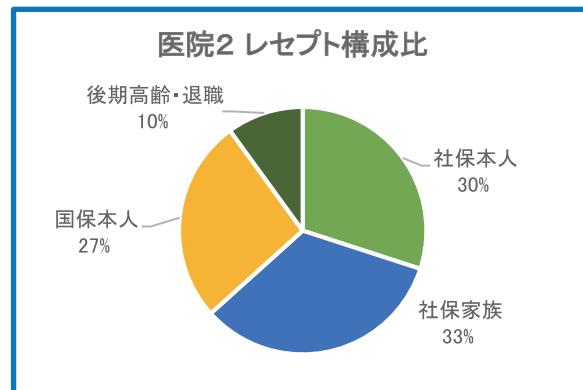


バランスの良い、
ホームドクタータイプ！

しかし、同じレセプト枚数300枚の医院でも医院2はどうでしょうか？

医院2

社保本人	90枚
社保家族	100枚
国保本人	80枚
後期高齢・退職者	30枚



子供が多い、
お年寄りが少ない？

「ホームドクターという位置づけで考えていたが、実はお年寄りの患者さんがとても少なかった」といった場合には、地域の方との認識のズレが生じていたと考えられます。

- ・「子供さんが多い医院でお年寄りは受診しづらい」
- ・「バリアフリーでない為、来院が難しい」といった声があるのかもしれません。

左ページのようにレセプトデータを分析することで、患者の構成比が明らかになります。仮に、医院2が、医院1のようなホームドクタータイプの医院を標榜する場合は、高齢者の来院を高めるために、下記のような対策を講じてみましょう。

●待合室をお子様向けゾーンと静かなゾーンとに分ける

待合室にスペースがない場合でも、パーテーション等の遮断物で、お子様向けゾーンと静かなゾーンに分けてみましょう。空間を分離するだけでも印象が変わってきます。

●下駄箱近くに手すりや椅子を設置し靴の着脱をしやすくする

ご来院される方の中には、ひざに不安がある患者さんもいるはずです。立ち上がりを補助する手すり、靴をはくときに腰掛けるイスを配置するなど、患者さん目線で配慮してあげましょう。



■ レセプトデータは推移で比較しましょう

レセプトデータの推移を比較してみるとことにより、医院が行った改善の効果を確認することが可能になります。

対策を行ったことにより、患者さんの動向に変化がある場合には、必ず数字として現れてくるはずです。仮説と検証を繰り返して、レセプトデータをステップアップの為のツールとして役立てましょう。

レセプトコンピューター（以下、レセコン）へは患者さんの年齢、性別、地域を登録したりする機能もついていますが、面倒なので、データ入力を省いてしまっている医院もあるかと思います。多少の時間がかかるかもしれません、レセコンにデータをきちんと入力する事により、競合クリニックとの比較や看板等の広告活動の効果測定なども可能になります。

年齢層・地域・点数や日数など、医院経営にとって重要なデータをたくさん出せる機械なので、単に診療報酬の請求だけに使うのはもったいないと言えるでしょう。今後、医院をどのようにしていくべきか、経営戦略の策定に、レセプトデータを役立てみてはいかがでしょうか。



記事に関してのご質問は、お気軽にお問い合わせください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は **03-3224-2873**

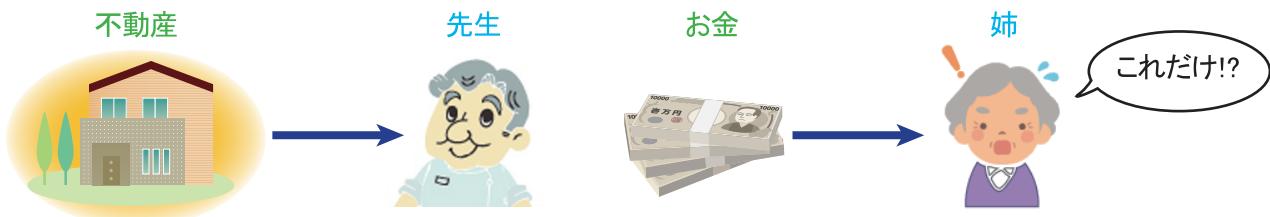
相続に関する相談について「できれば不動産の共有相続は避けましょう」というお話を前回させていただきました。今回は先生のご両親が診療所の土地を所有し、お持ちの現預金の額が不明である場合を考えてみたいと思います。

ご両親に相続がおこった場合、現預金が多額の場合には特に問題となることはありません。しかし土地の評価額が高額であるのに現預金が少ない場合には注意が必要です。

ご両親の財産が、診療所の土地（評価額 5,000万円）と預貯金 500万円。先生と先生のお姉さまが相続人というケースを考えてみましょう。

(1) 先生が土地、姉が預貯金を相続する場合

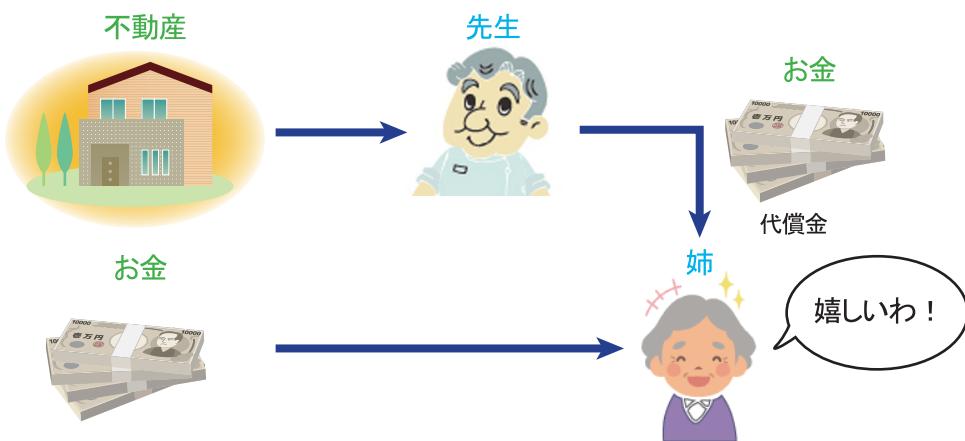
相続にあたり、先生が土地、お姉さまが預貯金を相続する場合だと、遺産分割協議が円満に進まない可能性が考えられます。平等に分けるために、土地を売却して換金する方法もございますが、診療所の建っている土地ではその選択もできません。



(2) 代償分割で相続する場合

上記の(1)ですが、不動産を相続しないお姉様は、不満が残ると思われます。そうした場合、先生からお姉さまに現金等をお渡しする代償分割（※）が解決策の一つとなります。事前に話し合っておけば、先生は計画的に預貯金を蓄えることも可能です。

（※）代償分割 特定の相続人が財産を相続する代わりに、他の相続人に金銭等を与える方法



代償分割を行う場合には遺産分割協議書にその旨を記載することが重要です。現金等の授受が贈与税の対象とみなされないようご注意ください。

都心部は土地の評価額も高額になります。納税資金が不足するという事態に陥らないためにもきちんととした対策が不可欠となります。一度弊法人で土地の評価をなさってみてはいかがでしょうか。ご安心につながるかと存じますので、ぜひお気軽にご依頼ください。

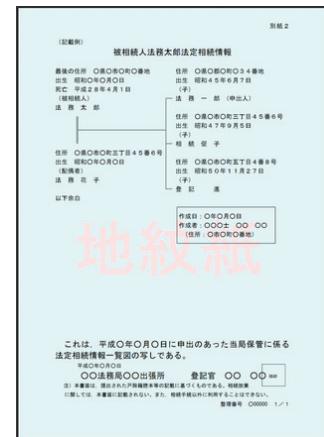
平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まりました。この制度により、相続手続きが簡素化されるため、相続人の負担軽減が図られます。

■ 新設された背景

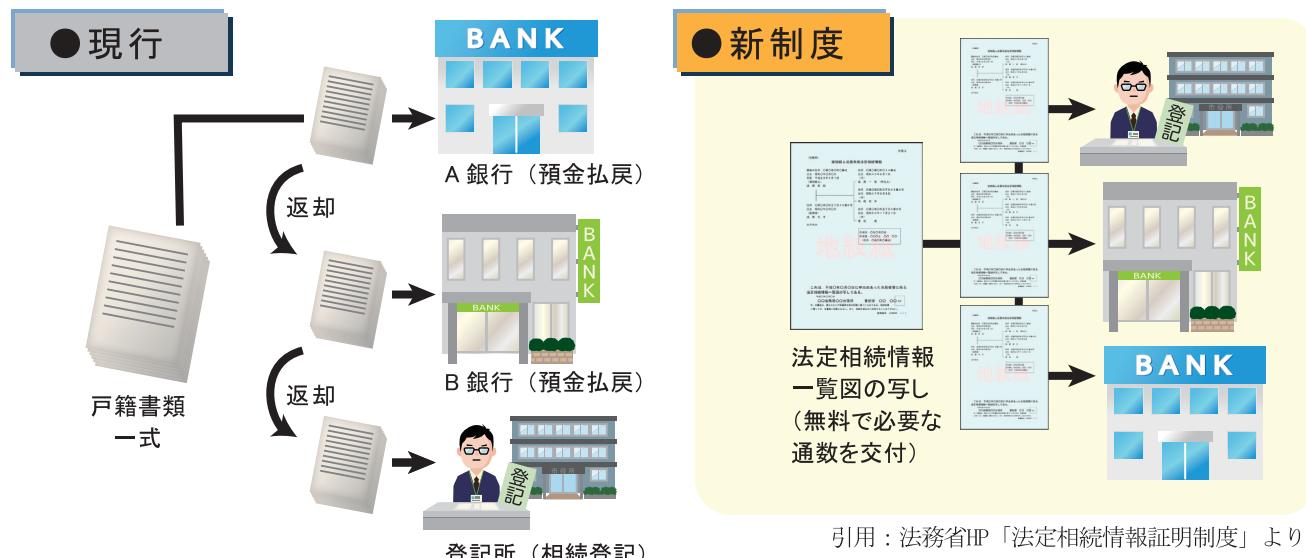
これまでの相続手続きでは、亡くなった方の戸籍書類一式を、相続手続きを取り扱う各種窓口に何度も出し直す必要がありました。銀行口座を多数お持ちの場合、それぞれの銀行において戸籍書類一式を提出しなければならず、時間もかかるため相続人の負担となっていました。

■ 法定相続情報証明制度の概要

法定相続情報証明制度は、法務局に戸籍書類一式を一度に提出することで、「法定相続情報一覧図」が交付されるものです。さらに、法務局の登記官は、その一覧図に認証文を付した写し（右）を無料で交付します。交付された「法定相続情報一覧図の写し」を利用してことで、相続登記はもちろん、各種金融機関への手続きが同時に進められるようになり、時間の短縮が可能となります。



新しい制度である
「法定相続情報一覧図」の見本



引用：法務省HP「法定相続情報証明制度」より

◇空き家問題の解消にも

土地の所有者が死亡した後も長期間にわたり相続による所有権の移転の登記等（相続登記）がされない、いわゆる「所有者不明土地問題」が顕在化しています。これが、空き家問題の一因となっていると指摘されており、新設された法定相続情報証明制度により、相続登記の促進を図りたい考えです。

相続登記は、確実に自分の権利を未来に引き継ぐことができるものです。相続で実家の土地を引き継いだ場合は、相続登記をお忘れなく！

相続のバイブル

「相続のバイブル」は、円満で幸せな相続を願う皆さまの相続や遺言に関する「わかりにくい」を解決し、相続や遺言に対して興味関心、理解を深めるための一助となることを願い開設いたしました。

詳細は、Webサイトをご確認ください！

相続のバイブル **GO**

<https://souzokubible.com/>

相続や法定相続情報証明制度についてのお問い合わせはお気軽に。

日本クレアス税理士法人

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

歯科疾患実態調査①

歯と口腔の健康と全身の健康は深い関わりがあり、歯周病が及ぼす全身への影響が叫ばれています。そうしたなか、厚生労働省は、平成28年10月～11月に実施した「歯科疾患実態調査」の結果（概要版）を公表しました。

今回の調査結果では、80歳になっても自分の歯が20本以上ある8020（はちまるにいまる）を達成した人の割合が、前回調査の40.2%から51.2%に増加していることなどが分かりました。

(1) 現在歯の状況

■ 8020達成者

20歯以上の自分の歯を有する者は、いずれの年齢階級においても回を重ねるごとに増加傾向にあります。なお、8020達成者の割合は、75歳以上84歳未満の8020達成者の割合から、51.2%と推計されます。

◇20本以上の歯を有する者の割合の年次推移(図-1)

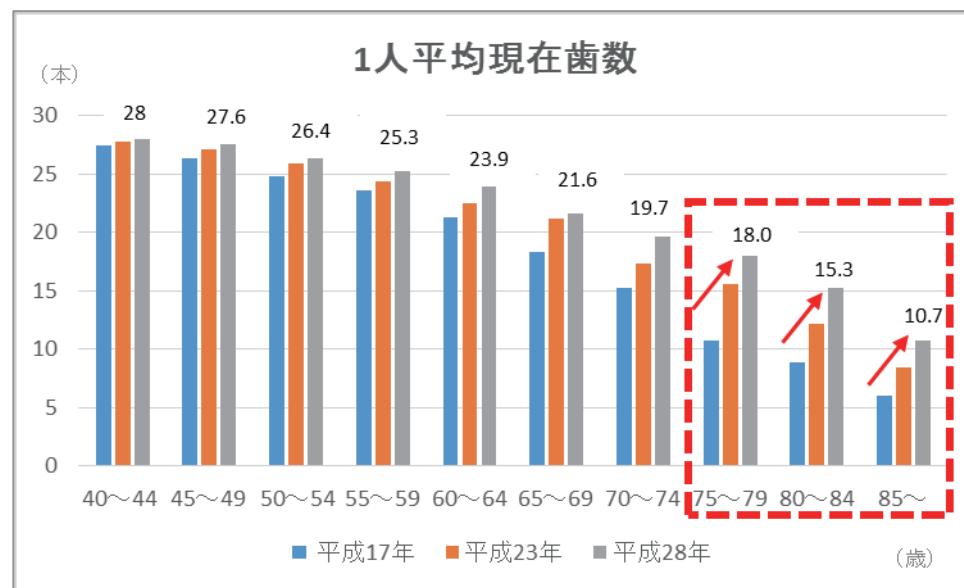
(%)

年齢階級 (歳)	平成5年 (1993年)	平成11年 (1999年)	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)	平成28年 (2016年)
40～44	92.9	97.1	98.0	98.7	98.8
45～49	88.1	90.0	95.0	97.1	99.0
50～54	77.9	84.3	88.9	93.0	95.9
55～59	67.5	74.6	82.3	85.7	91.3
60～64	49.9	64.9	70.3	78.4	85.2
65～69	31.4	48.8	57.1	69.6	73.0
70～74	25.5	31.9	42.4	52.3	63.4
75～79	10.0	17.5	27.1	47.6	56.1
80～84	11.7	13.0	21.1	28.9	44.2
85～	2.8	4.5	8.3	17.0	25.7

75歳～84歳
8020運動
51.2%達成！

出典：厚労省 平成28年 「歯科疾患実態調査」より

◇1人平均現在歯数(図-2)



「1人平均現在歯数」(図-2)の調査では、75歳以上の年代において上昇率が高くなっています。

■歯肉の状況

4mm以上の歯周ポケットを持つ者の割合は、高齢になるにつれ増加しており、年次推移を見ると、今回調査ではほぼ全ての年代で高値を示しています。25歳以上の年齢階級で30%を超え、35歳以上55歳未満で40%を超えていました。また、各年代とも、5年前と比較して歯周ポケットを有する人の割合が増加しています。

◇4mm以上の歯周ポケットを有する者の割合の年次推移(図-3)
(%)

年齢階級 (歳)	1999 (平成11年)	2005 (平成17年)	2011 (平成23年)	2016 (平成28年)
15~24	10.4	7.2	8.5	17.6
25~34	21.5	21.6	17.8	32.4
35~44	31.5	26.6	24.3	42.6
45~54	43.4	42.2	33.2	49.5
55~64	50.0	49.8	47.0	53.7
65~74	45.5	48.9	46.5	57.5
75~	28.0	36.5	44.9	50.6

出典：厚労省 平成28年「歯科疾患実態調査」より

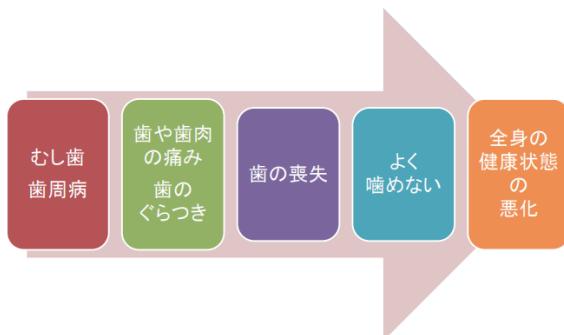
5年前と比較して、各年代とも歯周ポケットを有する方が増えている。

図-1・図-2では、20本以上歯を有する方が増加していることが傾向として分かりました。一方、歯周ポケットを有する方は年々増加傾向であることが、図-3から分かります。歯は残っているものの、歯肉が腫れる・出血を伴うなど、歯周病の問題がある方が増えているようです。

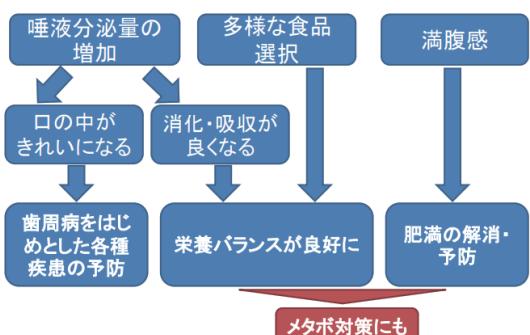
一般的に、虫歯の痛みや欠損等が起こってから来院される患者さんが多いと思います。しかし今後は、歯周病の患者さんが増加傾向にあることからも、口腔内の健康維持の重要性について、患者さんにより理解してもらう必要があるでしょう。

～歯と口と全身の健康について～

歯や口と全身の健康との関係性



よく噛むことができると？



出典：厚生労働省 保険者における歯や口の健康づくりセミナー

歯周病は糖尿病や動脈硬化など心血管系疾患との関連も明らかとなっています。30代以上の患者さんには、歯周病の予防意識を高めるとともに、定期的なメインテナンス等で早期発見が望まれます。ぜひこうしたデータを活用して、患者さんにお知らせください。

記事に関してのご質問は、お気軽にお問い合わせください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

Question

レセプトコンピュータ（以下、レセコン）について質問があります。当医院のレセコンを新しい機種に変更しようと思っています。メーカー担当者から、レセコンの税額控除の制度が変更されたと聞きました。詳細について、教えてください。

Answer

■ 新規レセコンの導入に対する税額控除

新規にレセコンを導入すると、「中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除）」に該当するため、税額控除の適用になる場合があります。下記の要件を満たせば、「購入（割賦・ローンも可）」、「リース」のいずれでも適用することができます。（利用料を払うタイプ、いわゆるレンタルは対象となりません）。

■ 中小企業投資促進税制の改正

平成29年4月以降に取得したレセコンの税額控除については、下記の通りになります。レセコン本体は、適用対象外となりますので、注意が必要です。

◇ 平成29年3月までの取得分

対象機器	取得価額	控除額
レセコン本体	120万円以上	$\text{基準取得価額} \times 7\% = \text{税額控除額}$
ソフトウェア	70万円以上	$\text{基準取得価額} \times 7\% = \text{税額控除額}$

◇ 平成29年4月以降の取得分

対象機器	取得価額	控除額
レセコン本体	適用対象外	$\text{基準取得価額} \times 7\% = \text{税額控除額}$
ソフトウェア	70万円以上	$\text{基準取得価額} \times 7\% = \text{税額控除額}$

従来は、上乗せ措置が適用可能な機種の場合は、先生方にメーカーもしくは販売店の証明書の発行をご依頼していましたが、平成29年4月以降に取得された分につきましては、上乗せ措置が廃止されるため、証明書の発行の必要がなくなります。

詳しくは担当へお問い合わせください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

日本クレアス税理士法人 医療事業部

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
TEL : 03-3224-2870 FAX : 03-3224-2877

CLIENT 311号

■発行日：2017年8月5日
■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
■URL : <https://ca-medical.jp>
■お問い合わせ先 : ☎03-3224-2873

◇国内◇ 東京 / 大阪 / 横浜 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A